

目 次

津市条例

津市市税条例等の一部を改正する条例

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市規則

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

公示送達

平成30年度津市一般廃棄物処理実施計画の策定

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

放置自転車の撤去及び保管

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業所の指定

平成29年10月1日から平成30年3月31日までの津市農業共済事業の業務状況の公表

平成29年10月1日から平成30年3月31日までの津市駐車場事業の業務状況の公表

平成29年10月1日から平成30年3月31日までの津市モーターボート競走事業の業務状況の公表

平成29年10月1日から平成30年3月31日までの津市水道事業、津市工業用水道事業及び津市下水道事業の業務状況の公表

地縁による団体の認可

津市公告

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

津市農業振興地域整備計画の軽微な変更

負傷動物の収容

犬の抑留

開発行為に係る工事の完了

津市駐車場事業経営戦略策定業務に係るプロポーザルの実施

開発行為に係る工事の完了

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第29号

津市市税条例等の一部を改正する条例
(津市市税条例の一部改正)

第1条 津市市税条例（平成18年津市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改める。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第48条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第24条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の5中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に

改める。

第４７条の３中「（以下この節）」を「（次条第１項）」に改める。

第４８条第１項中「に規定する申告書」の次に「（第１０項及び第１１項において「納税申告書」という。）」を加え、同条第７項を同条第９項とし、同条第６項を同条第８項とし、同条第５項中「第３項の場合」を「第５項の場合」に改め、同項を同条第７項とし、同条第４項を同条第６項とし、同条第３項中「第５項第１号」を「第７項第１号」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第１項の次に次の２項を加える。

- ２ 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第６６条の７第４項及び第１０項又は第６８条の９第４項及び第１０項の規定の適用を受ける場合には、法第３２１条の８第２４項及び令第４８条の１２の２に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- ３ 内国法人が、租税特別措置法第６６条の９の３第４項及び第１０項又は第６８条の９の３第４項及び第１０項の規定の適用を受ける場合には、法第３２１条の８第２５項及び令第４８条の１２の３に規定するところにより、控除すべき額を第１項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第４８条に次の３項を加える。

- １０ 法第３２１条の８第４２項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第４２項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第１２項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
- １１ 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれ

に基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

第52条第2項及び第5項中「第48条第5項」を「第48条第7項」に、「同条第5項」を「同条第7項」に改める。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用す

る。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第98条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄」を「第92条」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻

たばこの 0.5 本に換算する方法

- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）附則第 48 条第 1 項第 1 号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成 10 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率、法第 74 条の 5 に規定するたばこ税の税率及び法第 468 条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。）をもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法
- ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第 33 条第 1 項又は第 2 項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第 2 章第 3 節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）
- イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和 59 年法律第 72 号）第 10 条第 3 項第 2 号ロ及び第 4 項の規定の例により算定した金額

第 94 条に次の 4 項を加える。

- 7 第 3 項第 3 号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの第 3 項第 3 号アに定める金額又は紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額に 1 銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第 3 項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。
- 第 95 条中「5,262 円」を「5,692 円」に改める。

第 9 6 条第 3 項中「第 9 2 条」を「第 9 2 条の 2」に改める。

第 9 8 条第 1 項中「第 9 2 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第 3 条の 2 第 1 項中「第 4 8 条第 3 項」を「第 4 8 条第 5 項」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「得た金額」の次に「に 1 0 万円を加算した金額」を加える。

附則第 1 0 条の 2 第 1 項中「3 分の 1」を「2 分の 1」に改め、同条第 1 0 項を同条第 1 7 項とし、同条第 9 項を同条第 1 5 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

1 6 法附則第 1 5 条第 4 7 項に規定する条例で定める割合は零とする。

附則第 1 0 条の 2 中第 8 項を第 1 4 項とし、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 2 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 2 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 5 項の次に次の 6 項を加える。

6 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

7 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

8 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

9 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

1 0 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

1 1 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

附則第 1 0 条の 3 の見出し中「固定資産税」を「固定資産税等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

1 2 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢

者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成１８年国土交通省令第１１０号）第１０条第２項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成２４年法律第４９号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号）第５条第３号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第４号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの特
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

附則第１１条の２の見出し中「平成２８年度又は平成２９年度」を「平成３１年度又は平成３２年度」に改め、同条第１項中「平成２８年度分又は平成２９年度分」を「平成３１年度分又は平成３２年度分」に改め、同条第２項中「平成２８年度適用土地」を「平成３１年度適用土地」に、「平成２８年度類似適用土地」を「平成３１年度類似適用土地」に、「平成２９年度分」を「平成３２年度分」に改める。

附則第１７条の２第３項中「第３７条の７」を「第３７条の６」に、「第３７条の９の４又は第３７条の９の５」を「第３７条の８又は第３７条の９」に改める。

附則第２６条中「若しくは第４５項」を「、第４５項若しくは第４８項」に改める。

第２条 津市市税条例の一部を次のように改正する。

第９４条第３項中「０．８」を「０．６」に、「０．２」を「０．４」に改める。

附則第１０条の２第１５項中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４３項」に改め、同条第１６項中「附則第１５条第４７項」を「附則第１５条第４６項」に改める。

附則第26条中「第44項、第45項若しくは第48項」を「第43項、第44項若しくは第47項」に改める。

第3条 津市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 津市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 津市市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 津市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「津市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「津市市税条例第92条の2第1項」に改め、

同条第 13 項中「平成 31 年 4 月 1 日」を「平成 31 年 10 月 1 日」に、
「1, 262 円」を「1, 692 円」に改め、同条第 14 項の表第 5 項の項
中「平成 31 年 4 月 30 日」を「平成 31 年 10 月 31 日」に改め、同表第
6 項の項中「平成 31 年 9 月 30 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中津市市税条例第 9 2 条を第 9 2 条の 2 とし、第 2 章第 4 節中同
条の前に 1 条を加える改正規定、同条例第 9 3 条の次に 1 条を加える改正
規定並びに同条例第 9 4 条から第 9 6 条まで及び第 9 8 条第 1 項の改正規
定並びに第 6 条並びに附則第 5 条から第 7 条までの規定 平成 30 年 10
月 1 日
- (2) 第 1 条中津市市税条例第 2 4 条第 2 項の改正規定（「控除対象配偶者」
を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第 3 6 条の 2 第
1 項の改正規定並びに同条例附則第 1 7 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次
条第 1 項の規定 平成 31 年 1 月 1 日
- (3) 第 2 条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 4 条の規定 平成
31 年 4 月 1 日
- (4) 第 2 条中津市市税条例第 9 4 条第 3 項の改正規定及び附則第 8 条の規定
平成 31 年 10 月 1 日
- (5) 第 1 条中津市市税条例第 2 3 条第 1 項及び第 3 項並びに第 4 8 条第 1 項
の改正規定並びに同条に 3 項を加える改正規定並びに次条第 3 項の規定
平成 32 年 4 月 1 日
- (6) 第 3 条並びに附則第 9 条及び第 10 条の規定 平成 32 年 10 月 1 日
- (7) 第 1 条中津市市税条例第 2 4 条第 1 項第 2 号の改正規定、同条第 2 項の
改正規定（第 2 号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第 3 4 条の 2
及び第 3 4 条の 5 の改正規定並びに同条例附則第 5 条の改正規定並びに次
条第 2 項の規定 平成 33 年 1 月 1 日
- (8) 第 4 条並びに附則第 11 条及び第 12 条の規定 平成 33 年 10 月 1 日
- (9) 第 5 条及び附則第 13 条の規定 平成 34 年 10 月 1 日
- (10) 第 1 条中津市市税条例附則第 10 条の 2 第 9 項を同条第 15 項とし、同
項の次に 1 項を加える改正規定（同条第 16 項に係る部分に限る。） 生

産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

- (11) 第１条中津市市税条例附則第２６条の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第２２号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
(市民税に関する経過措置)

第２条 前条第２号に掲げる規定による改正後の津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成３１年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成３０年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２ 前条第７号に掲げる規定による改正後の津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成３３年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成３２年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

３ 第１条の規定による改正後の津市市税条例（次条第１項において「新条例」という。）第２３条第１項及び第３項並びに第４８条第１０項から第１２項までの規定は、前条第５号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税等に関する経過措置）

第３条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成３０年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成２９年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

２ 平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号。次条において「改正法」という。）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下この条において「旧法」という。）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３ 平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第３２項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日の前日までに完了した利便性等向上改修工事に係る新条例附則第10条の3第12項の規定の適用については、同項中「同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日」とあるのは「津市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年津市条例第29号）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）」と、同項第6号中「利便性等向上改修工事が完了した日」とあるのは「施行日」とする。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第10条第1項及び第12条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（津市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年津市条例第35号）附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の津市市税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第10条第1項及び第12条第1項において「所得税法等改正法」という。）

附則第 5 1 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 4 3 0 円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 3 0 年総務省令第 2 4 号）別記第 2 号様式による申告書を平成 3 0 年 1 0 月 3 1 日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 3 1 年 4 月 1 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 3 4 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、3 0 年新条例第 1 9 条、第 9 8 条第 4 項及び第 5 項、第 1 0 0 条の 2 並びに第 1 0 1 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 3 0 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 9 条	第 9 8 条第 1 項若しくは第 2 項、	津市市税条例等の一部を改正する条例（平成 3 0 年津市条例第 2 9 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 3 0 年改正条例」という。）附則第 6 条第 3 項、
第 1 9 条第 2 号	第 9 8 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 6 条第 2 項
第 1 9 条第 3 号	第 8 1 条の 6 第 1 項の申	平成 3 0 年改正条例附則

	告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	第 6 条第 3 項の納期限
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 24 号）別記第 2 号様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 3 項

5 30 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第 7 条 平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間における前条第 4 項の規定の適用については、同項の表第 19 条第 3 号の項中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」とあるのは、「第 98 条第 1 項」とする。

第 8 条 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

第 9 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行

の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

第10条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第12条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の津市市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	津市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年津市条例第29号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年
------	-----------------	---

		改正条例」という。) 附則第 10 条第 3 項、
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 10 条第 2 項
第 19 条第 3 号	第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 30 年改正条例附則第 10 条第 3 項の納期限
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号）別記第 2 号様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 10 条第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 10 条第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 10 条第 3 項

5 32 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第 11 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 8 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前

の例による。

第 1 2 条 平成 3 3 年 1 0 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 1 条第 1 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 4 3 0 円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成 3 0 年改正規則別記第 2 号様式による申告書を平成 3 3 年 1 1 月 1 日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 3 4 年 3 月 3 1 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 3 4 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、第 4 条の規定による改正後の津市市税条例（以下この項及び次項において「3 3 年新条例」という。）第 1 9 条、第 9 8 条第 4 項及び第 5 項、第 1 0 0 条の 2 並びに第 1 0 1 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 3 3 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 9 条	第 9 8 条第 1 項若しくは第 2 項、	津市市税条例等の一部を改正する条例（平成 3 0 年津市条例第 2 9 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 3 0 年改正条例」という。）附則第 1 2 条第 3 項、
第 1 9 条第 2 号	第 9 8 条第 1 項若しくは	平成 3 0 年改正条例附則

	第 2 項	第 1 2 条第 2 項
第 1 9 条第 3 号	第 8 1 条の 6 第 1 項の申告書、第 9 8 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 1 3 9 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 3 0 年改正条例附則第 1 2 条第 3 項の納期限
第 9 8 条第 4 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 3 0 年総務省令第 2 5 号）別記第 2 号様式
第 9 8 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 2 条第 3 項
第 1 0 0 条の 2 第 1 項	第 9 8 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 2 条第 2 項
	当該各項	同項
第 1 0 1 条第 2 項	第 9 8 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 2 条第 3 項

5 33 年新条例第 9 9 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第 1 3 条 附則第 1 条第 9 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第30号

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第31号

津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年６月２９日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第３２号

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例（平成１８年津市条例第１３６号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項第６号ア中「第３８条第４項」を「第２２条の２第２項」に改める。

附 則

この条例は、平成３０年８月１日から施行する。

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 6 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 33 号

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年津市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 項第 1 号」の次に「、第 78 条の 2 の 2 第 1 項各号」を加える。

第 3 条第 2 項中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

第 5 条第 1 号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第 16 条中「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 46 条第 1 項中「夜間対応型介護」を「夜間対応型訪問介護」に改め、「定める者」の次に「（施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第 59 条の 9 第 4 号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同条第 6 号中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

第 59 条の 10 第 5 項及び第 59 条の 20 の 3 中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第 1 9 1 条第 1 1 項ただし書中「前項各号」を「第 7 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 6 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 34 号

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成 25 年津市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第37号

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則（平成18年津市規則第113号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第6条第6号及び第8号に関する場合」を「第6条第9号又は第11号に該当する場合であって当該被保険者の資格喪失の事実が確認できるとき」に改める。

第17号様式（裏）、第18号様式（裏）及び第19号様式（裏）中「27万円」を「27.5万円」に、「49万円」を「50万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第17号様式から第19号様式までの規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

下記の者の差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

平成30年6月18日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇	〇〇 〇〇〇	差押調書（謄本）及び 配当計算書（謄本）
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	差押調書（謄本）及び 配当計算書（謄本）

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 1 6 3 号

平成 3 0 年度津市一般廃棄物処理実施計画を定めたので、津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 4 4 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり告示する。

平成 3 0 年 6 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

平成30年度津市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例の規定に基づく、津市一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

2 計画区域

津市全域

3 排出量の見込み

〔ごみ(t)、し尿・浄化槽汚泥(kl)〕

	家庭系ごみ			事業系 ごみ	ごみ計	し尿	浄化槽 汚泥
	可燃	不燃	資源	可燃			
30年度計画	53,280	3,147	12,742	32,120	101,289	14,000	84,000
28年度実績	53,867	3,197	13,013	31,940	102,017	14,275	81,909

4 各主体の役割

(1) 市民の役割

市民は、ごみの排出者であることを自覚し、自らの行動とごみの減量化・資源化、環境問題に関心を持ちます。

また、不要なものは買わない、ものを大切に長く使うなど、ごみの発生抑制に努めるとともに、自主的に3R行動を実践するなど、環境に優しいライフスタイルへの転換を図り、互いに連携しながら、ごみの減量・リサイクル・まちの美化に係る活動等を行います。

(2) 事業者の役割

事業者は、生産・流通・販売・排出の事業活動における全ての過程において、ごみの発生抑制や減量化、廃棄物系バイオマスとしての利用も含めた処理に努めるなど、環境に配慮した取組を実践します。

環境負荷の少ないサービスの提供に取り組むとともに、市民が3R行動を実践するために選択できる体制を整備し、情報の発信に努めます。

また、ごみの処理にあたっては、積極的に資源化に取り組むとともに、やむを得ず発生するごみは自己の責任において、適正に処理を行います。

(3) 市の役割

市は、ごみゼロ社会に向け、市民・事業者のごみの減量化・資源化、環境問題への関心を高め、具体的な行動を推進するために、情報提供や環境学習、普及啓発、行動等により 3 R を推進します。

また、分別の周知徹底と収集方法の改善等に取り組むなど、ごみの発生・排出抑制、資源の循環的利用の仕組みづくりを行います。

さらに、ごみの適正処理を行うことはもちろん、環境負荷の低減に配慮し、経費とのバランスを考慮した最適な処理システムを目指します。

(4) 市民・事業者・市の協働取組

生産から流通、消費に至る過程において、市民・事業者・市がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、環境へ配慮しながら、相互に理解を深め協力して資源循環に取り組めます。

5 分別の区分と処理方法

分別区分		処理方法	処理施設等	
			一次処理	二次処理
新聞	資源系ごみ	リサイクル	売却	
雑誌・雑紙				
ダンボール				
飲料用紙パック				
衣類・布類				
ペットボトル		選別・ 圧縮・梱包	津市リサイクルセンター	指定法人へ引渡
容器包装 プラスチック				
金属		破砕・選別	津市リサイクルセンター	売却
びん		選別		指定法人へ引渡
スプレー缶・卓上 カセットボンベ 等、使い捨てライ ター、蛍光灯、乾 電池、水銀式体温 計	不燃系ごみ	選別	津市リサイクルセンター	処理委託
燃やせないごみ		破砕・選別	津市リサイクルセンター	最終処分場
その他 プラスチック		破砕・焼却	津市リサイクルセンター（破砕） →津市西部クリーンセンター（焼却）	民間事業者による資源化
燃やせるごみ	可燃系ごみ	焼却	津市西部クリーンセンタ ー	民間事業者による資源化
			津市クリーンセンターお おたか	

6 排出方法と収集回数

ごみの分別区分		ごみの出し方	収集回数	収集運搬主体
新聞	資源系ごみ	品目別に束ねて、ひもで十文字に縛る	月 1 回	市・委託業者
雑誌・雑紙			月 1 回	市・委託業者
ダンボール			月 1 回	市・委託業者
飲料用紙パック			月 1 回	市・委託業者
衣類・布類		透明または半透明の袋	月 1 回	市・委託業者
ペットボトル			月 2 回	市・委託業者
容器包装 プラスチック			週 1 回	市・委託業者
金属		透明または半透明の袋 (袋に入らない場合はそのまま)	月 2 回	市・委託業者
びん		透明または半透明の袋	月 1 回	市・委託業者
スプレー缶・卓上カセットボンベ等、使い捨てライター、蛍光管、乾電池、水銀式体温計		透明または半透明の袋	3 ヶ月 1 回	市・委託業者
燃やせないごみ	不燃系ごみ	透明または半透明の袋 (袋に入らない場合はそのまま)	月 1 回	市・委託業者
その他 プラスチック			月 1 回	市・委託業者
燃やせるごみ	可燃系ごみ	透明または半透明の袋	週 2 回	市・委託業者

※事業系一般廃棄物については、家庭系ごみに準じて分別し、事業者自らまたは許可業者により収集運搬を行う。

※死亡獣等は、死亡場所の管理者等が死亡獣等焼却処理場へ収集運搬し、市が焼却処理する。

7 エコ・ステーション

資源のリサイクルを図るため「エコ・ステーション」を設置する。

施設名	搬入可能日時	搬入可能品目
明神リサイクルストックヤード	水曜日、土曜日、日曜日 (12/29～1/3 を除く) 午前8時30分～ 午後4時30分	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、びん、ペットボトル、小型電子機器、容器包装プラスチック、その他プラスチック、パソコン
津市西部クリーンセンター	月曜日～金曜日、日曜日 (祝休日、12/31～1/3 を除く) 午前9時～正午、 午後1時～午後4時	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン
河芸エコ・ステーション	火・木・土・日曜日 12/29、12/30 (12/31～1/3 を除く) 午前8時30分～ 午後4時30分 (12/30 は正午まで)	
香良洲エコ・ステーション	月・火・木～日曜日 12/29、12/30 (12/31～1/3 を除く) 午前7時30分～正午、 午後1時30分～ 午後4時45分 (12/30 は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン、金属
芸濃エコ・ステーション	水・日曜日 12/29、12/30 (12/31～1/3 を除く) 午前9時～午後4時30分 (12/30 は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン 金属 50 c m角以内のもの・自転車・危険ごみ

一志とことめエコ・ステーション	土・日曜日、12/29、12/30 (12/31～1/3を除く) 午前9時～午後4時30分 (12/30は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン 金属 50cm角以内のもの・自転車・危険ごみ
-----------------	---	---

8 処理施設の状況

可燃系ごみ処理施設

施設名	処理方式等	処理能力
津市西部クリーンセンター	全連続熱焼式	240t/24時間
津市クリーンセンターおおたか	全連続熱焼式	195t/24時間

不燃系・資源系ごみ処理施設

施設名	処理方式等	処理能力
津市リサイクルセンター	金属ごみ、その他プラスチック、燃やせないごみの破碎、選別	42t/日
	びんの選別、回収	9t/日
	ペットボトルの選別、回収	5t/日
	容器包装プラスチックの選別、回収	25t/日
	密閉回転ハンマー式（廃蛍光管）	2t/日
	強制拡散廃棄方式（廃スプレー缶）	1t/日
	可燃性粗大ごみの切断	5t/日
津市一般廃棄物最終処分場	無放流	38m ³ /日

し尿処理施設

施設名	処理方式等	処理能力
津市安芸・津衛生センター	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理	1 8 8 k l / 日
津市クリーンセンターくもず	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理	1 4 0 k l / 日

※し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、区域指定された許可業者により行う。

【基本計画と実績値比較】

(t)

平成30年度		基本計画の推計値		28年度 実績値 (B)	差(B-A)
		現状推移(※1)	計画値A(施策に よる削減(※2))		
家庭系	可燃	53,280	53,280	53,867	587
	不燃	3,147	3,147	3,197	50
	資源	12,742	12,742	13,013	271
	計	69,169	69,169	70,077	908
事業系	可燃	32,120	32,120	31,940	-180
	不燃				0
	資源				0
	計	32,120	32,120	31,940	-180
合計		101,289	101,289	102,017	728
集団回収		2,971	2,971	3,004	33
総計		104,260	104,260	105,021	761

※ 施策による削減については、津市一般廃棄物処理基本計画が1年目のため、現状推移分と同じ数値としています。

※1 表2-17 現状推移時の将来推計(5)

※2 表2-18 施策実施時の将来推計(5)

津市告示第 1 6 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年美杉村告示第 8 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 6 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

竹原区

三重県津市美杉町竹原 2 7 7 7 番地

代表者 垣外 昇

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	日高 晃 三重県津市美杉町竹原 2 6 8 9 番地
変更後	垣外 昇 三重県津市美杉町竹原 2 7 5 4 番地 3

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 0 年 5 月 2 3 日の通常総会において改選されたため。

津市告示第 1 6 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 9 年津市告示第 1 7 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 6 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

杜の街もみのきの丘自治会
三重県津市河芸町杜の街一丁目 1 番地
代表者 土居 篤史

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	榊原 康行 三重県津市河芸町杜の街一丁目 3 1 番地 2
変更後	土居 篤史 三重県津市河芸町杜の街一丁目 4 0 番地 8

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 0 年 4 月 8 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 6 6 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第 1 6
条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 6 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 0 年 6 月 4 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 6 月 1 1 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 1 6 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 2 0 の規定による指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 8 の規定による指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 3 0 第 2 項及び児童福祉法第 2 4 条の 3 7 第 1 項の規定により告示する。

平成 3 0 年 6 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社エキスパートジャパン
- 2 事業所の名称
A P プラン相談支援事業所
- 3 事業所の所在地
津市高洲町 2 3 番 2 5 号 C 棟
- 4 指定年月日
平成 3 0 年 6 月 1 日
- 5 指定事業の種類
特定（計画）相談支援
- 6 事業所番号
特定（計画）相談支援事業所 2 4 3 0 5 0 2 5 9 7

津市告示第 1 6 8 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項及び津市農業共済条例を廃止する条例（平成 2 8 年津市条例第 3 5 号）附則第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前の津市農業共済条例（平成 1 8 年津市条例第 1 8 5 号）第 1 4 8 条の規定により、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの津市農業共済事業の業務の状況を告示する。

平成 3 0 年 6 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

平成２９年度下半期 津市農業共済事業業務状況説明書

1 事業報告書

平成２９年産麦の被害状況は、一筆方式、災害収入共済方式ともに、降雨の影響により土壌湿潤害が発生したため、生育が劣り、生育量が少なく減収となりました。また、中山間地域においては、発芽期にシカの食害が発生し、発芽不良となる耕地もありました。

一筆方式では２人、被害面積９０４ａ、共済減収量４，７８６kgで、共済金７万６，５７６円を支払い、災害収入共済方式では１５人、共済減収量１３万５，２６２kgで、共済金７９５万６，３９７円を支払いました。

2 経理の状況

平成２９年度下半期の経理状況は、損益計算書（別表１）及び貸借対照表（別表２）のとおりであります。

別表1

平成29年度津市農業共済事業損益計算書

(平成29年10月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	内 部 取 引 消 引 去	総 合
1.営業収益							
(1) 共 済 掛 金							0
(2) 交 付 金							0
(3) 保 険 金	2,386,919						2,386,919
(5) 受取診療補填金							0
(6) 技 術 給 付 金							0
(7) 連 合 会 特 別 交 付 金							0
(8) 責任準備金戻入	8,724,848	803,092		143,653			9,671,593
(9) 支 払 備 金 戻 入			858,394				858,394
(10) 貸倒引当金戻入							0
(11) 法定積立金戻入	96,879,045	2,428,899		1,225,389			100,533,333
(12) 特別積立金戻入	99,370,975	2,908,533		2,822,801			105,102,309
(13) 受 取 補 助 金							0
(14) 受 取 奨 励 金							0
(15) 賦 課 金							0
(16) 受 託 収 入							0
(18) 受取損害防止 事業負担金							0
(19) 事業勘定受入					209,684,153	△209,684,153	0
(20) 業 務 雑 収 入							0
営業収益合計(A)	207,361,787	6,140,524	858,394	4,191,843	209,684,153	△209,684,153	218,552,548

(単位:円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	内 部 取 引 消 引 去	総 合
2.営業費用							
(1) 保 険 料							0
(2) 技 術 料							0
(3) 共 済 金	7,956,397						7,956,397
(5) 無 事 戻 金							0
(6) 責任準備金繰入							0
(7) 支払備金繰入							0
(8) 貸倒引当金繰入							0
(9) 業務勘定繰入	199,351,786	6,140,524		4,191,843		△209,684,153	0
(10) 支払賦課金							0
(11) 一般管理費					3,350,746		3,350,746
(12) 普及推進費							0
(13) 損害評価費					77,700		77,700
(14) 損害防止費							0
(15) 負担金					272,248,464		272,248,464
(16) 業務雑費							0
(17) 減価償却費							0
営業費用合計(B)	207,308,183	6,140,524	0	4,191,843	275,676,910	△209,684,153	283,633,307
営業利益(営業損失) (C) = (A) - (B)	53,604	0	858,394	0	△65,992,757	0	△65,080,759

(単位:円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	内 部 取 引 消 去	総 合
3.営業外収益							
(1) 業 務 勘 定 受 入			6,336,813			△6,336,813	0
(2) 受 取 寄 付 金							0
(3) 受 取 利 息					25,641		25,641
(6) 業 務 引 当 金 戻 入					75,115,970		75,115,970
事業外収益合計(D)	0	0	6,336,813	0	75,141,611	△6,336,813	75,141,611
4.営業外費用							
(2) 貸 倒 損 失							0
(3) 業 務 支 払 利 息							0
(5) 事 業 勘 定 繰 入					6,336,813	△6,336,813	0
(8) 業 務 引 当 金 繰 入							0
事業外費用合計(E)	0	0	0	0	6,336,813	△6,336,813	0
当年度総利益 (当年度総損失) (F) = (D) - (E)	0	0	6,336,813	0	68,804,798	0	75,141,611
5.特別利益							
(1) 過 年 度 損 益 修 正 益							0
(3) そ の 他 特 別 利 益							0
特別収益合計(G)	0	0	0	0	0	0	0
6.特別損失							
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損							0
(3) 減 損 損 失							0
(5) そ の 他 特 別 損 失							0
特別損失合計(H)	0	0	0	0	0	0	0
当年度総利益 (当年度総損失) (I) = (G) - (H)	0	0	0	0	0	0	0
上半期利益(損失)	△53,604	0	△509,039	0	△2,812,041	0	△3,374,684
純 利 益	0	0	6,686,168	0	0	0	6,686,168
純 損 失	0	0	0	0	0	0	0

別表2

平成29年度津市農業共済事業貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位:円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	内 部 取 引 消 引 去	総 合
1.流動資産							
(1) 現 金 預 金							
(2) 一 時 貸 付 金							
(3) 有 価 証 券							
未 収 金							
(4) 貸倒引当金(差引)							
(5) 前 払 費 用							
(6) その他流動資産							
流 動 資 産 計	0	0	0	0	0	0	0
2.固定資産							
有 形 固 定 資 産							
(1) 減価償却累計額(差引)							
減損損失累計額(差引)							
(2) 無 形 固 定 資 産							
(3) 抛 出 金							
固 定 資 産 計	0	0	0	0	0	0	0
資 産 合 計	0	0	0	0	0	0	0
3.流動負債							
(1) 一 時 借 入 金							
(2) 企 業 債							
(3) 他 会 計 借 入 金							
(4) 未 払 金							
(5) 前 受 収 益							
(6) 責 任 準 備 金							
(7) 支 払 備 金							
(9) 退職給付引当金							

(単位:円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	内 部 取 引 消 引 去	総 合
(10) 賞 与 引 当 金							
(13) 業 務 引 当 金							
(14) その他流動負債							
流 動 負 債 計	0	0	0	0	0	0	0
4.固定負債							
(1) 企 業 債							
(2) 他 会 計 借 入 金							
(4) 退職給付引当金							
(5) 修 繕 引 当 金							
(7) 業 務 引 当 金							
(8) 農 家 抛 出 金							
固 定 負 債 計	0	0	0	0	0	0	0
5.繰延収益							
長 期 前 受 金							
(1) 長期前受金収益累計額 (差引)							
負 債 合 計	0	0	0	0	0	0	0
5.資本							
(1) 利 益 剰 余 金							
法 定 積 立 金							
特 別 積 立 金							
(2) 当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)							
繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高)							
当年度純利益 (当年度純損失)							
資 本 計	0	0	0	0	0	0	0
負 債 資 本 合 計	0	0	0	0	0	0	0

津市告示第 1 6 9 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、津市駐車場事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成 3 0 年 6 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業の概況

駐車場事業は、お城東駐車場、フェニックス通り駐車場、アスト駐車場及びポルタひさい駐車場を運営し、市街地における自動車の駐車需要に応ずるよう努めている。

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 9 月 3 0 日までの利用状況は、次のとおり。

- (1) 利用台数 4 1 8 , 4 4 4 台（前年同期 4 1 7 , 5 6 5 台）
- (2) 一日平均台数 2 , 2 8 7 台（前年同期 2 , 2 8 2 台）

2 経理の状況

平成 2 9 年度上半期の経理の状況は、損益計算書（別表 1）及び貸借対照表（別表 2）のとおり。

3 前年度事業の決算状況

別冊のとおり。

別表1

平成29年度上半期津市駐車場事業損益計算書

(平成29年4月1日から同年9月30日まで)

(単位 円)

1	営業収益			
	(1) 駐 車 収 益	<u>120,849,100</u>	120,849,100	
2	営業費用			
	(1) 駐 車 場 管 理 費	<u>53,126,759</u>	<u>53,126,759</u>	
	営 業 利 益			67,722,341
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	2,481		
	(2) 雑 収 益	<u>502,792</u>	505,273	
4	営業外費用			
	(1) 支 払 利 息 及 び 企業債取扱諸費	<u>833,682</u>	<u>833,682</u>	<u>△ 328,409</u>
	経 常 利 益			<u>67,393,932</u>
	当 期 純 利 益			67,393,932
	前年度繰越利益剰余金			0
	その他未処分利益剰余 変 動 額			<u>200,000,000</u>
	当期末処分利益剰余金			<u><u>267,393,932</u></u>

平成29年度津市駐車場事業貸借対照表

(平成29年9月30日)

(単位 円)

資 産 の 部

1	固 定 資 産			
	(1) 有形固定資産			
	イ 土 地		1,341,894,151	
	ロ 建 物	1,431,438,549		
	減価償却累計額	<u>△ 602,131,890</u>	829,306,659	
	ハ 構 築 物	1,070,200		
	減価償却累計額	<u>△ 1,016,690</u>	53,510	
	ニ 機 械 及 び 装 置	95,019,482		
	減価償却累計額	<u>△ 90,267,708</u>	4,751,774	
	ホ 工具、器具及び備品	21,305,190		
	減価償却累計額	<u>△ 7,507,931</u>	13,797,259	
	ヘ リ ー ス 資 産	9,645,000		
	減価償却累計額	<u>△ 5,208,300</u>	<u>4,436,700</u>	
	有形固定資産合計		<u>2,194,240,053</u>	
	固 定 資 産 合 計			2,194,240,053
2	流 動 資 産			
	(1) 現 金 預 金		142,315,603	
	(2) その他流動資産		<u>2,446,500</u>	
	流 動 資 産 合 計			<u>144,762,103</u>
	資 産 合 計			<u><u>2,339,002,156</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良等企業債	<u>117,876,129</u>	117,876,129	
------------	--------------------	-------------	--

(2) 引当金

イ 退職給付引当金	<u>3,453,579</u>	<u>3,453,579</u>	
-----------	------------------	------------------	--

固定負債合計

121,329,708

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良等企業債	<u>21,715,506</u>	21,715,506	
------------	-------------------	------------	--

(2) 他会計借入金

イ 建設改良等他会 計借入金	<u>36,495,659</u>	36,495,659	
-------------------	-------------------	------------	--

(4) 前受金

2,127,300

(5) 引当金

イ 賞与引当金	13,028		
---------	--------	--	--

ロ 法定福利費引当金	<u>55,657</u>	68,685	
------------	---------------	--------	--

(6) その他流動負債

		<u>500,000</u>	
--	--	----------------	--

流動負債合計

60,907,150

負債合計

182,236,858

資 本 の 部

5	資 本 金		1,810,900,506
6	剰 余 金		
	(1) 利 益 剰 余 金		
	イ 減 債 積 立 金	25,601,281	
	ロ 建 設 改 良 積 立 金	52,869,579	
	ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>267,393,932</u>	
	利 益 剰 余 金 合 計		<u>345,864,792</u>
	剰 余 金 合 計		<u>345,864,792</u>
	資 本 合 計		<u>2,156,765,298</u>
	負 債 資 本 合 計		<u><u>2,339,002,156</u></u>

- (注) 1 有価証券の評価方法は、期末帳簿価額(原価法)をもって期末評価額としている。
 2 固定資産(償却資産)の減価償却の方法は、定額法によって取得の翌年度から行っている。

平成 2 8 年度

津市駐車場事業会計決算書

目 次

第 1 決 算 書 類

1	平成 2 8 年度津市駐車場事業決算報告書-----	2
2	平成 2 8 年度津市駐車場事業損益計算書-----	4
3	平成 2 8 年度津市駐車場事業剰余金計算書 -----	5
4	平成 2 8 年度津市駐車場事業剰余金処分計算書 (案)-----	5
5	平成 2 8 年度津市駐車場事業貸借対照表 -----	6

第 2 決算附属書類

1	平成 2 8 年度津市駐車場事業報告書 -----	11
(1)	概 況 -----	11
(2)	業 務 -----	13
(3)	会 計 -----	14
(4)	その他会計処理に関する重要事項 -----	14
2	平成 2 8 年度津市駐車場事業キャッシュ・フロー計算書 -----	15
3	収益費用明細書 -----	16
4	固定資産明細書 -----	18
5	企 業 債 明 細 書 -----	18

第 1 決 算 書 類

1 平成28年度津市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計
第1款 駐車場事業収益	259,890,000	0	0	259,890,000
第1項 営 業 収 益	257,997,000	0	0	257,997,000
第2項 営 業 外 収 益	1,893,000	0	0	1,893,000

支 出

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 駐車場事業費用	209,100,000	0	0	0	0	209,100,000
第1項 営 業 費 用	196,171,000	0	0	△ 786,200	0	195,384,800
第2項 営 業 外 費 用	12,929,000	0	0	786,200	0	13,715,200

(2) 資本的収入及び支出

支 出

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費 通 次 繰越額
第1款 資 本 的 支 出	85,074,000	0	0	85,074,000	0	0
第1項 建 設 改 良 費	31,026,000	0	0	31,026,000	0	0
第2項 企業債償還金	31,753,000	0	0	31,753,000	0	0
第3項 他会計長期借入金償還金	22,295,000	0	0	22,295,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額79,361,507円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額

駐 車 場 事 業 決 算 報 告 書

(単位 円)

決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
243,641,353	△ 16,248,647	
241,669,200	△ 16,327,800	(うち、仮受消費税及び地方消費税 17,903,104円)
1,972,153	79,153	(うち、仮受消費税及び地方消費税 110,414円)

(単位 円)

地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	合 計	決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	不 用 額	備 考
0	209,100,000	175,991,724	0	33,108,276	
0	195,384,800	162,278,737	0	33,106,063	(うち、仮払消費税及び地方消費税 8,502,199円)
0	13,715,200	13,712,987	0	2,213	消費税及び地方消費税納付額 7,786,200円

(単位 円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	継続費 通 次 繰越額	合 計		
85,074,000	79,361,507	0	0	0	5,712,493	
31,026,000	25,314,570	0	0	0	5,711,430	(うち、仮払消費税及び地方消費税 1,725,119円)
31,753,000	31,752,535	0	0	0	465	
22,295,000	22,294,402	0	0	0	598	

1,725,119円、当年度分損益勘定留保資金39,577,398円及び運転資金38,058,990円で補てんした。

2 平成28年度津市駐車場事業損益計算書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位 円)

1	営業収益			
	(1) 駐 車 収 益	<u>223,766,096</u>	223,766,096	
2	営業費用			
	(1) 駐 車 場 管 理 費	114,199,140		
	(2) 減 価 償 却 費	39,211,055		
	(3) 資 産 減 耗 費	<u>366,343</u>	<u>153,776,538</u>	
	営 業 利 益			69,989,558
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	330,723		
	(2) 雑 収 益	<u>1,531,016</u>	1,861,739	
4	営業外費用			
	(1) 支 払 利 息 及 び 企業債取扱諸費	<u>5,926,787</u>	<u>5,926,787</u>	<u>△ 4,065,048</u>
	経 常 利 益			65,924,510
	当 年 度 純 利 益			65,924,510
	前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u><u>65,924,510</u></u>

3 平成28年度津市駐車場事業剰余金計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金	剰余金				資本合計
		減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	剰余金合計	
前年度末残高	1,810,900,506	98,807,858	52,869,579	60,868,913	212,546,350	2,023,446,856
前年度処分額	0	0	0	0	0	0
処分後残高	1,810,900,506	98,807,858	52,869,579	(前年度未処分利益剰余金) 60,868,913	212,546,350	2,023,446,856
当年度変動額	0	60,868,913	0	5,055,597	65,924,510	65,924,510
未処分利益剰余金から減債積立金への振替	0	60,868,913	0	△ 60,868,913	0	0
当年度純利益	0	0	0	65,924,510	65,924,510	65,924,510
当年度末残高	1,810,900,506	159,676,771	52,869,579	(当年度未処分利益剰余金) 65,924,510	278,470,860	2,089,371,366

(注) 1 この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示している。

4 平成28年度津市駐車場事業剰余金処分計算書 (案)

(単位 円)

	資本金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,810,900,506	65,924,510
議会の議決による処分額	0	△ 65,924,510
減債積立金の積立	0	△ 65,924,510
処分後残高	1,810,900,506	0

(注) 1 この計算書における△表記は、減少又は欠損を示している。

5 平成28年度津市駐車場事業貸借対照表

(平成29年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1	固 定 資 産			
	(1) 有 形 固 定 資 産			
	ア 土 地		1,341,894,151	
	イ 建 物	1,431,438,549		
	減価償却累計額	<u>△ 602,131,890</u>	829,306,659	
	ウ 構 築 物	1,070,200		
	減価償却累計額	<u>△ 1,016,690</u>	53,510	
	エ 機 械 及 び 装 置	95,019,482		
	減価償却累計額	<u>△ 90,267,708</u>	4,751,774	
	オ 工具、器具及び備品	21,305,190		
	減価償却累計額	<u>△ 7,507,931</u>	13,797,259	
	カ リ ー ス 資 産	9,645,000		
	減価償却累計額	<u>△ 5,208,300</u>	<u>4,436,700</u>	
	有形固定資産合計		<u>2,194,240,053</u>	
	固 定 資 産 合 計			2,194,240,053
2	流 動 資 産			
	(1) 現 金 預 金		297,175,953	
	(2) 未 収 金		157,298	
	(3) その他流動資産		<u>500,000</u>	
	流 動 資 産 合 計			<u>297,833,251</u>
	資 産 合 計			<u><u>2,492,073,304</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
ア 建設改良等企業債	<u>117,876,129</u>	117,876,129	
(2) 引当金			
ア 退職給付引当金	<u>3,453,579</u>	<u>3,453,579</u>	
固定負債合計			121,329,708
4 流動負債			
(1) 企業債			
ア 建設改良等企業債	<u>32,283,649</u>	32,283,649	
(2) 他会計借入金			
ア 建設改良等他会計借入金	<u>236,495,659</u>	236,495,659	
(3) 未払金		9,857,074	
(4) 前受金		1,640,100	
(5) 引当金			
ア 賞与引当金	456,476		
イ 法定福利費引当金	<u>139,272</u>	595,748	
(6) その他流動負債		<u>500,000</u>	
流動負債合計			<u>281,372,230</u>
負債合計			<u><u>402,701,938</u></u>

資本の部

5 資本金			
(1) 自己資本金	<u>1,810,900,506</u>	<u>1,810,900,506</u>	
資本金合計			1,810,900,506
6 剰余金			
(1) 利益剰余金			
ア 減債積立金	159,676,771		
イ 建設改良積立金	52,869,579		
ウ 当年度未処分利益剰余金	<u>65,924,510</u>		
利益剰余金合計		<u>278,470,860</u>	
剰余金合計			<u>278,470,860</u>
資本合計			<u>2,089,371,366</u>
負債資本合計			<u><u>2,492,073,304</u></u>

- (注) 1 有価証券の評価方法は、期末帳簿価額(原価法)をもって期末評価額としている。
2 固定資産(償却資産)の減価償却の方法は、定額法によって取得の翌年度から行っている。

平成29年8月28日提出

津市長 前 葉 泰 幸

第 2 決 算 附 属 書 類

1 平成28年度津市駐車場事業報告書

(1) 概 況

ア 総括事項

平成28年度の津市駐車場事業での駐車台数は、お城東駐車場、フェニックス通り駐車場、アスト駐車場及びポルタひさい駐車場を合わせて延べ825,420台の利用があり、利用台数は、対前年比5,972台、約0.7%の増加となりました。

経営状況につきましては、収益の面では営業収益の駐車収益が223,766,096円（消費税込額241,669,200円）となっており、対前年比2,438,905円、約1.1%の減少となりました。

また、営業外収益は1,861,739円（消費税込額1,972,153円）となりました。

従いまして、総収益は225,627,835円（消費税込額243,641,353円）となりました。

一方、費用の面では駐車場管理費等の営業費用が153,776,538円（消費税込額162,278,737円）、営業外費用が5,926,787円（消費税込額に確定申告による消費税納付額を含めた額13,712,987円）で、総費用額は、159,703,325円（消費税込額に確定申告による消費税納付額を含めた額175,991,724円）となりました。

この結果、収支差引65,924,510円の純利益となり、利益剰余金65,924,510円となりました。

今後におきましても、駐車場事業の恒常的な安定化を図り、なお一層の経営改善に努めるとともに、各施設の効率的な運営に努めてまいります。

イ 議会議決事項

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日
認定 15	平成27年度 津市駐車場事業会計決算	平成 28.8.30	平成 28.9.30
議案 43	平成29年度 津市駐車場事業会計予算	平成 29.2.27	平成 29.3.27

ウ 職員に関する事項

()は前年度末現在

区 分	職 員	計	備 考
経 営 部 門	(1) 人 1	(1) 人 1	
計	(1) 人 1	(1) 人 1	

(2) 業 務

ア 業 務 量

事 項	平成28年度	平成27年度	比 較		備 考
			増減	比 率	
収 容 台 数 (A)	1,020 台	1,020 台	0 台	100.0 %	
利 用 台 数	825,420 台	819,448 台	5,972 台	100.7 %	
一日平均台数 (B)	2,267 台	2,244 台	23 台	101.0 %	
回 転 率 B / A	2.22	2.20	0.02	101.0 %	

イ 事業収入に関する事項

(単位 円)

科 目	収 入 額		比較増減	備 考
	平成28年度	平成27年度		
営 業 収 益	223,766,096	226,205,001	△ 2,438,905	
営 業 外 収 益	1,861,739	1,860,723	1,016	
計	225,627,835	228,065,724	△ 2,437,889	

ウ 事業費用に関する事項

(単位 円)

科 目	支 出 額		比較増減	備 考
	平成28年度	平成27年度		
営 業 費 用	153,776,538	160,318,326	△ 6,541,788	
営 業 外 費 用	5,926,787	6,878,485	△ 951,698	
計	159,703,325	167,196,811	△ 7,493,486	

(3) 会 計

ア 企業債の概況

(単位 円)

借 入 先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
地方公共団体金融機構	107,973,397	0	20,869,820	87,103,577
株式会社 かんぽ生命保険	73,938,916	0	10,882,715	63,056,201
合 計	181,912,313	0	31,752,535	150,159,778

(4) その他会計処理に関する重要事項

ア 決算報告書は税込み処理を行っている。

イ 財務諸表(損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書)は税抜き処理を行っている。

2 平成28年度津市駐車場事業キャッシュ・フロー計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー

当期純利益	65,924,510
減価償却費	39,211,055
受取利息及び受取配当	△ 330,723
支払利息	5,926,787
未収金の増減額(△は増額)	△ 140,683
未払金の増減額(△は減少)	△ 1,981,572
引当金の増減額	1,746,942
前受金の増減額	323,400
固定資産除却費	366,343
小 計	111,046,059
利息及び配当金の受取額	330,723
利息の支払額	△ 5,926,787
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>105,449,995</u>

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 21,564,001
未払金の増減額(△は減少)	303,945
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 21,260,056</u>

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 31,752,535
建設改良等に充てるための他会計借入金の返済による支出	△ 22,294,402
リース債務の支払	△ 2,025,450
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 56,072,387</u>

資金増加額(又は減少額)	28,117,552
資金期首残高	269,058,401
資金期末残高	<u><u>297,175,953</u></u>

3 収益費用明細書

収 益

(単位 円)

款 項	目	節	金 額	備 考
駐車場事業収益			225,627,835	
営 業 収 益	駐 車 収 益		223,766,096	
			223,766,096	
		駐 車 収 益	223,766,096	
営 業 外 収 益	受取利息及び 配 当 金		1,861,739	
			330,723	
		受 取 利 息	330,723	
	雑 収 益		1,531,016	
		行 政 財 産 使 用 料	917,062	
		その他雑収益	613,954	

費 用

(単位 円)

款 項	目	節	金 額	備 考
駐車場事業費用			159,703,325	
営 業 費 用	駐車場管理費		153,776,538	
			114,199,140	
		給 料	2,446,200	
		手 当 等	2,034,075	
		賞与引当金 繰 入 額	253,832	
		退 職 給 付 費	1,893,834	
		法 定 福 利 費	830,011	
		法 定 福 利 費 引当金繰入額	52,000	
		備 消 品 費	3,457,199	
		光 熱 水 費	6,979,886	
		印 刷 製 本 費	194,220	
		通 信 運 搬 費	177,102	
		委 託 料	60,246,700	
		賃 借 料	1,314,840	
		修 繕 費	1,645,700	
		保 險 料	345,284	

(単位 円)

款 項	目	節	金 額	備 考
		負 担 金	32,328,257	
	減 価 償 却 費		39,211,055	
		有形固定資産 減 価 償 却 費	39,211,055	
	資 産 減 耗 費		366,343	
		固 定 資 産 除 却 費	366,343	
営 業 外 費 用			5,926,787	
	支払利息及び企 業債取扱諸費		5,926,787	
		企 業 債 利 息	2,886,891	
		借 入 金 利 息	3,039,896	

4 固 定 資 産

有形固定資産

資 産 の 種 類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高
土 地	1,341,894,151	0	0	1,341,894,151
建 物	1,427,595,411	11,170,000	7,326,863	1,431,438,548
構 築 物	1,070,200	0	0	1,070,200
機 械 及 び 装 置	94,425,482	594,000	0	95,019,482
工具、器具及び備品	11,505,190	9,800,000	0	21,305,190
リ ー ス 資 産	9,645,000	0	0	9,645,000
計	2,886,135,434	21,564,000	7,326,863	2,900,372,571

5 企 業 債

種 類	発行年月日	発 行 総 額	償 還 高	
			当年度償還高	償還高累計
公 庫 債	平成13. 3. 29	332,700,000	20,869,820	245,596,423
政 府 債	平成13. 3. 30	196,300,000	10,882,715	133,243,799
計		529,000,000	31,752,535	378,840,222

明 細 書

(単位 円)

減 価 償 却 累 計 額			年度末償却未済高	備 考
当年度増加額	当年度減少額	累 計		
0	0	0	1,341,894,151	
36,423,817	6,960,520	602,131,890	829,306,658	
0	0	1,016,690	53,510	
7,138	0	90,267,708	4,751,774	
1,044,000	0	7,507,931	13,797,259	
1,736,100	0	5,208,300	4,436,700	
39,211,055	6,960,520	706,132,519	2,194,240,052	

明 細 書

(単位 円)

未償還残高	発行価額	利 率	償 還 終 期	備 考
87,103,577	332,700,000	1. 70	平成33. 3. 20	地方公共団体金融機構
63,056,201	196,300,000	1. 60	平成34. 9. 30	株式会社 かんぽ生命保険
150,159,778	529,000,000			

津市告示第 170 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定に基づき、津市モーターボート競走事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成 30 年 6 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業の概況

津市モーターボート競走事業は、事業の円滑な運営を行い、公共の福祉を増進するよう努めている。

平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの業務量は、次のとおり。

(1) 開催日数	95 日
(2) 開催収益	13,660,361,000 円
うち本場舟券発売金	2,072,061,700 円
うち電話投票舟券発売金	6,942,255,100 円
うち場外発売場舟券発売金	211,639,400 円
うち場間場外舟券発売金	4,434,404,800 円
(3) 1 日平均舟券発売金	143,793,273 円
(4) 場間場外受託発売金	6,382,973,800 円

経営状況としては、営業収益 14,809,022,105 円、営業外収益 53,263,836 円で合計 14,862,285,941 円。費用では、営業費用 15,160,847,786 円、営業外費用 470,198,427 円、特別損失 228,913,351 円の合計 15,859,959,564 円。固定資産の減価償却、繰延収益の償却、資産の評価及び引当金の計上を事業年度末において行ったため、収支差引においては、997,673,623 円の純損失となる。

2 経理の状況

損益計算書（別表 1）及び貸借対照表（別表 2）のとおり。

3 平成 30 年度津市モーターボート競走事業について

別冊のとおり。

別表1 平成29年度津市モーターボート競走事業損益計算書

(平成29年10月1日から平成30年3月31日まで)

単位 円

1	営業収益			
(1)	開催収益	13,660,361,000		
(2)	場間場外発売事務受託収益	1,101,053,881		
(3)	その他営業収益	<u>47,607,224</u>	14,809,022,105	
2	営業費用			
(1)	開催費	12,335,379,486		
(2)	場外発売場事務受託費	346,956,903		
(3)	施設管理費	367,345,383		
(4)	競走実施費	786,804,978		
(5)	販売促進費	323,497,206		
(6)	総係費	188,125,478		
(7)	減価償却費	<u>812,738,352</u>	<u>15,160,847,786</u>	
	営業損失			351,825,681
3	営業外収益			
(1)	使用料	27,241,362		
(2)	受取利息及び配当金	979,611		
(3)	長期前受金戻入	17,504,988		
(4)	雑収益	<u>7,537,875</u>	53,263,836	
4	営業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	3,714,503		
(2)	消費税	0		
(3)	繰出金	100,000,000		
(4)	補償、補填及び賠償金	288,000		
(5)	雑支出	<u>366,195,924</u>	<u>470,198,427</u>	<u>△416,934,591</u>
	経常損失			768,760,272
5	特別損失			
(5)	その他特別損失	<u>228,913,351</u>	<u>228,913,351</u>	<u>△228,913,351</u>
	当期純損失			997,673,623
	前期繰越利益剰余金			<u>1,593,424,683</u>
	当期未処分利益剰余金			<u><u>595,751,060</u></u>

別表2

平成29年度津市モーターボート競走事業貸借対照表

(平成30年3月31日)

単位 円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地	1,498,940,103	
ロ 建 物	7,178,702,164	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 281,135,358</u>	6,897,566,806
ハ 建 物 附 属 設 備	549,353,654	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 171,613,227</u>	377,740,427
ニ 構 築 物	34,987,938	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,756,815</u>	33,231,123
ホ 機 械 及 び 装 置	558,809,359	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 115,509,596</u>	443,299,763
ヘ 車 両 運 搬 具	322,725	
減 価 償 却 累 計 額	<u>0</u>	322,725
ト 船 舶	5,094,075	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,526,694</u>	3,567,381
チ 工 具、器 具 及 び 備 品	217,766,599	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 155,193,498</u>	62,573,101
リ リ ー ス 資 産	348,342,002	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 86,003,164</u>	<u>262,338,838</u>

有 形 固 定 資 産 合 計

9,579,580,267

(2) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 出 資 金	40,000,000	
ロ 基 金	<u>2,396,840,522</u>	

無 形 固 定 資 産 合 計

2,436,840,522

固 定 資 産 合 計

12,016,420,789

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

2,268,634,267

(2) 未 収 金

53,744,566

(3) そ の 他 流 動 資 産

0

流 動 資 産 合 計

資 産 合 計

2,322,378,83314,338,799,622

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債

841,265,101

企業債合計

841,265,101

(2) リース債務

186,293,834

(3) 引当金

イ 退職給付引当金

244,465,615

引当金合計

244,465,615

固定負債合計

1,272,024,550

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債

222,671,104

企業債合計

222,671,104

(2) リース債務

88,349,110

(3) 未払金

485,692,533

(4) 引当金

イ 賞与引当金

14,173,000

ロ 法定福利費引当金

267,900

引当金合計

16,852,000

(5) その他流動負債

196,637,286

流動負債合計

1,010,202,033

5 繰延収益

(1) 長期前受金

318,747,677

(2) 長期前受金収益化累計額

△ 17,504,988

繰延収益合計

301,242,689

負債合計

2,583,469,272

資本の部

6 資本金

(1) 資本金

11,159,579,290

資本金合計

11,159,579,290

7 剰余金

(1) 利益剰余金

イ 利益積立金

0

ロ 建設改良積立金

0

ハ 当年度未処分利益剰余金

595,751,060

利益剰余金合計

595,751,060

剰余金合計

595,751,060

資本金合計

11,755,330,350

負債資本合計

14,338,799,622

- (注) 1 有形固定資産の評価方法は、期末帳簿価額(原価法)をもって期末評価額としている。
2 固定資産(償却資産)の減価償却の方法は、定額法によって取得の翌年度から行っている。

津市告示第 1 7 1 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項及び津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 9 号）第 8 条の規定に基づき、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの津市水道事業、津市工業用水道事業及び津市下水道事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成 3 0 年 6 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業の概要

(1) 津市水道事業

平成29年10月1日から平成30年3月31日までの業務量につきまして、3月末現在の給水戸数は134,072戸、配水量は19,873,248 m³、有収水量は16,879,234 m³となりました。

経営状況としましては、収益では、営業収益3,151,879,455円、営業外収益780,327,899円、特別利益100,684,541円で合計4,032,891,895円となりました。費用では、営業費用3,563,643,761円、営業外費用208,806,973円、特別損失185,385円で合計3,772,636,119円となり、収支差引におきまして、260,255,776円の純利益となりました。

(2) 津市工業用水道事業

平成29年10月1日から平成30年3月31日までの業務量につきまして、配水量は154,362 m³、有収水量は151,915 m³となりました。

経営状況としましては、収益では、営業収益10,904,040円、営業外収益97,310円で合計11,001,350円となりました。費用では、営業費用9,310,618円となり、収支差引におきまして、1,690,732円の純利益となりました。

(3) 津市下水道事業

平成29年10月1日から平成30年3月31日までの業務量につきまして、3月末現在の使用料賦課件数は50,405件、有収水量は6,508,835 m³となりました。

経営状況としましては、収益では、営業収益2,357,046,175円、営業外収益5,339,484,889円、特別利益5,582,927円で合計7,702,113,991円となりました。費用では、営業費用3,828,906,188円、営業外費用841,280,875円、特別損失76,625円で合計4,670,263,688円となり、収支差引におきまして、3,031,850,303円の純利益となりました。

2 経理の状況

(1) 津市水道事業

損益計算書（別表１、別表２）及び貸借対照表（別表３）のとおりであります。

(2) 津市工業用水道事業

損益計算書（別表４、別表５）及び貸借対照表（別表６）のとおりであります。

(3) 津市下水道事業

損益計算書（別表７、別表８）及び貸借対照表（別表９）のとおりであります。

別表1

平成29年度津市水道事業損益計算書

(平成29年10月1日から平成30年3月31日まで)

単位 円

1	営業収益			
(1)	給水収益	2,800,260,120		
(2)	受託工事収益	332,199,519		
(3)	その他営業収益	<u>19,419,816</u>	3,151,879,455	
2	営業費用			
(1)	原水及び浄水費	1,546,590,491		
(2)	配水及び給水費	379,866,548		
(3)	受託工事費	266,823,603		
(4)	業務費	212,630,230		
(5)	総係費	194,298,074		
(6)	減価償却費	945,263,999		
(7)	資産減耗費	18,071,573		
(8)	その他営業費用	<u>99,243</u>	<u>3,563,643,761</u>	
	営業損失			411,764,306
3	営業外収益			
(1)	受取利息及び配当金	1,350,428		
(2)	他会計補助金	55,680,000		
(3)	雑収益	139,246,291		
(4)	新規給水加入金	86,182,000		
(5)	長期前受金戻入	<u>497,869,180</u>	780,327,899	
4	営業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	154,072,218		
(2)	雑支出	<u>54,734,755</u>	<u>208,806,973</u>	<u>571,520,926</u>
	経常利益			159,756,620
5	特別利益			
(1)	過年度損益修正益	623,765		
(2)	その他特別利益	<u>100,060,776</u>	100,684,541	
6	特別損失			
(1)	過年度損益修正損	<u>185,385</u>	<u>185,385</u>	<u>100,499,156</u>
	当期純利益			260,255,776
	前年度繰越利益剰余金			0
	その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
	当期末処分利益剰余金			<u><u>260,255,776</u></u>

平成29年度津市水道事業損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

単位 円

1	営業収益			
(1)	給水収益	5,684,082,568		
(2)	受託工事収益	346,836,851		
(3)	その他営業収益	<u>38,671,128</u>	6,069,590,547	
2	営業費用			
(1)	原水及び浄水費	2,965,074,739		
(2)	配水及び給水費	672,774,609		
(3)	受託工事費	302,772,619		
(4)	業務費	354,603,042		
(5)	総係費	309,590,148		
(6)	減価償却費	1,908,887,999		
(7)	資産減耗費	18,071,573		
(8)	その他営業費用	<u>228,470</u>	<u>6,532,003,199</u>	
	営業損失			462,412,652
3	営業外収益			
(1)	受取利息及び配当金	1,956,670		
(2)	他会計補助金	55,680,000		
(3)	雑収益	181,975,671		
(4)	新規給水加入金	169,166,000		
(5)	長期前受金戻入	<u>857,940,180</u>	1,266,718,521	
4	営業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	311,271,849		
(2)	雑支出	<u>54,734,755</u>	<u>366,006,604</u>	<u>900,711,917</u>
	経常利益			438,299,265
5	特別利益			
(1)	過年度損益修正益	1,388,340		
(2)	その他特別利益	<u>100,060,776</u>	101,449,116	
6	特別損失			
(1)	過年度損益修正損	<u>4,617,930</u>	<u>4,617,930</u>	<u>96,831,186</u>
	当年度純利益			535,130,451
	前年度繰越利益剰余金			0
	その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u><u>535,130,451</u></u>

平成29年度津市水道事業貸借対照表

(平成30年3月31日)

単位 円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地	2,255,676,520	
ロ 立 木	4,386,284	
ハ 建 物	3,097,757,358	
減価償却累計額	<u>△ 1,411,180,597</u>	1,686,576,761
ニ 構 築 物	67,219,597,067	
減価償却累計額	<u>△ 32,240,080,587</u>	34,979,516,480
ホ 機 械 及 び 装 置	12,084,584,926	
減価償却累計額	<u>△ 8,361,919,905</u>	3,722,665,021
ヘ 車 両 運 搬 具	51,485,943	
減価償却累計額	<u>△ 37,647,697</u>	13,838,246
ト 工具、器具及び備品	297,287,346	
減価償却累計額	<u>△ 264,122,805</u>	33,164,541
チ 建 設 仮 勘 定	<u>3,968,928,058</u>	
有形固定資産合計		46,664,751,911

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 中 勢 水 道 利 用 権	116,479,342	
ロ 庁 舎 利 用 権	80,594,290	
ハ 電 話 加 入 権	<u>901,396</u>	
無形固定資産合計		197,975,028

(3) 投 資

イ 投 資 有 価 証 券	200,000,000	
ロ 基 金	<u>6,932,764</u>	
投資合計		<u>206,932,764</u>

固 定 資 産 合 計

47,069,659,703

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	5,348,143,001	
(2) 未 収 金	862,839,451	
貸倒引当金	<u>△ 44,301,093</u>	818,538,358
(3) 貯 蔵 品	106,127,488	
(4) 前 払 費 用	1,972,620	
(5) 前 払 金	101,541,443	
(6) その他流動資産	<u>700,000</u>	

流 動 資 産 合 計

6,377,022,910

資 産 合 計

53,446,682,613

負 債 の 部

3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良に要する企業債	<u>15,478,527,299</u>		
企 業 債 合 計		15,478,527,299	
(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	<u>904,140,258</u>		
引 当 金 合 計		<u>904,140,258</u>	
固 定 負 債 合 計			16,382,667,557
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良に要する企業債	<u>1,140,193,629</u>		
企 業 債 合 計		1,140,193,629	
(2) 未 払 金		957,639,485	
(3) 引 当 金		30,166,000	
イ 賞与引当金	47,019,000		
ロ 法定福利費引当金	<u>8,648,000</u>		
引 当 金 合 計		55,667,000	
(4) その他流動負債		<u>42,704,416</u>	
流 動 負 債 合 計			<u>2,226,370,530</u>
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		29,852,834,947	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△ 15,736,537,152</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>14,116,297,795</u>
負 債 合 計			<u>32,725,335,882</u>

資 本 の 部

6 資 本 金			19,432,421,136
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 工事負担金	61,598,203		
ロ 受贈財産評価額	108,108,717		
ハ 国 県 補 助 金	444,832,106		
ニ 他 会 計 補 助 金	43,608,411		
ホ その他資本剰余金	<u>95,647,707</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		753,795,144	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当年度末処分利益剰余金	<u>535,130,451</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>535,130,451</u>	
剰 余 金 合 計			<u>1,288,925,595</u>
資 本 合 計			<u>20,721,346,731</u>
負 債 資 本 合 計			<u>53,446,682,613</u>

別表4

平成29年度津市工業用水道事業損益計算書

(平成29年10月1日から平成30年3月31日まで)

単位 円

1	営業収益			
(1)	給水収益	<u>10,904,040</u>	10,904,040	
2	営業費用			
(1)	原水及び浄水費	1,102,656		
(2)	総係費	5,556,816		
(3)	減価償却費	<u>2,703,389</u>	<u>9,362,861</u>	
	営業利益			1,541,179
3	営業外収益			
(1)	受取利息及び配当金	31,305		
(2)	雑収益	<u>66,005</u>	<u>97,310</u>	<u>97,310</u>
	経常利益			<u>1,638,489</u>
	当期純利益			1,638,489
	前年度繰越利益剰余金			0
	その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
	当期末処分利益剰余金			<u><u>1,638,489</u></u>

平成29年度津市工業用水道事業損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

単位 円

1	営業収益			
(1)	給水収益	<u>22,388,520</u>	22,388,520	
2	営業費用			
(1)	原水及び浄水費	2,271,015		
(2)	総係費	11,743,824		
(3)	減価償却費	<u>5,407,389</u>	<u>19,422,228</u>	
	営業利益			2,966,292
3	営業外収益			
(1)	受取利息及び配当金	31,305		
(2)	雑収益	<u>66,005</u>	<u>97,310</u>	<u>97,310</u>
	経常利益			<u>3,063,602</u>
	当期純利益			3,063,602
	前年度繰越利益剰余金			0
	その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
	当期末処分利益剰余金			<u><u>3,063,602</u></u>

平成29年度津市工業用水道事業貸借対照表

(平成30年3月31日)

単位 円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,650,000	
ロ 建 物	7,999,210		
減価償却累計額	<u>△ 6,499,443</u>	1,499,767	
ハ 構 築 物	98,936,483		
減価償却累計額	<u>△ 60,558,459</u>	38,378,024	
ニ 機 械 及 び 装 置	78,096,020		
減価償却累計額	<u>△ 64,325,129</u>	13,770,891	
ホ 車 両 運 搬 具	882,665		
減価償却累計額	<u>△ 838,531</u>	44,134	
ヘ 工具、器具及び備品	360,000		
減価償却累計額	<u>△ 342,000</u>	18,000	
有形固定資産合計		<u>55,360,816</u>	
固定資産合計			55,360,816

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	165,647,765		
(2) 未 収 金	<u>65,850</u>		
流動資産合計		<u>165,713,615</u>	
資産合計			<u><u>221,074,431</u></u>

負債の部

3	流動負債		
(1)	未払金	<u>6,526,016</u>	
	流動負債合計		6,526,016
4	繰延収益		
(1)	長期前受金	1,657,500	
(2)	長期前受金収益化累計額	<u>△ 1,574,625</u>	
	繰延収益合計		<u>82,875</u>
	負債合計		<u><u>6,608,891</u></u>

資本の部

5	資本金		133,554,237
6	剰余金		
(1)	利益剰余金		
イ	利益積立金	37,839,455	
ロ	建設改良積立金	40,008,246	
ハ	当年度未処分利益剰余金	<u>3,063,602</u>	
	利益剰余金合計	<u>80,911,303</u>	
	剰余金合計		<u>80,911,303</u>
	資本合計		<u>214,465,540</u>
	負債資本合計		<u><u>221,074,431</u></u>

平成29年度津市下水道事業損益計算書

(平成29年10月1日から平成30年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	766,326,841		
(2) 他会計負担金	1,588,168,691		
(3) その他営業収益	<u>2,550,643</u>	2,357,046,175	
2 営業費用			
(1) 汚水管渠費	148,802,636		
(2) 雨水管渠費	12,980,154		
(3) 汚水ポンプ場費	20,580,025		
(4) 雨水ポンプ場費	75,688,049		
(5) 処理場費	269,669,437		
(6) 委任業務費	89,565,284		
(7) 普及指導費	16,971,482		
(8) 業務費	87,716,972		
(9) 総係費	134,304,314		
(10) 流域下水道維持管理負担金	471,522,140		
(11) 減価償却費	2,501,105,695		
(12) 資産減耗費	<u>0</u>	<u>3,828,906,188</u>	
営業損失			1,471,860,013
3 営業外収益			
(1) 他会計補助金	3,456,367,727		
(2) 国庫補助金	3,306,000		
(3) 県補助金	3,744,000		
(4) 長期前受金戻入	1,794,985,484		
(5) 雑収益	<u>81,081,678</u>	5,339,484,889	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	703,375,915		
(2) 補助交付金	10,400,240		
(3) 雑支出	<u>127,504,720</u>	<u>841,280,875</u>	<u>4,498,204,014</u>
経常利益			3,026,344,001
5 特別利益			
(1) 退職給付引当金戻入	5,444,407		
(2) 過年度損益修正益	<u>138,520</u>	5,582,927	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>76,625</u>	<u>76,625</u>	<u>5,506,302</u>
当期純利益			3,031,850,303
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
当期末処分利益剰余金			<u><u>3,031,850,303</u></u>

平成29年度津市下水道事業損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	1,536,762,273		
(2) 他会計負担金	1,588,168,691		
(3) その他営業収益	<u>3,318,104</u>	3,128,249,068	
2 営業費用			
(1) 汚水管渠費	226,715,500		
(2) 雨水管渠費	20,970,991		
(3) 汚水ポンプ場費	34,849,757		
(4) 雨水ポンプ場費	115,340,377		
(5) 処理場費	450,274,712		
(6) 委任業務費	148,162,482		
(7) 普及指導費	28,894,544		
(8) 業務費	98,380,263		
(9) 総係費	196,591,779		
(10) 流域下水道維持管理負担金	760,525,990		
(11) 減価償却費	5,002,161,695		
(12) 資産減耗費	<u>8,775</u>	<u>7,082,876,865</u>	
営業損失			3,954,627,797
3 営業外収益			
(1) 他会計補助金	3,456,367,727		
(2) 国庫補助金	3,306,000		
(3) 県補助金	3,744,000		
(4) 長期前受金戻入	3,574,376,484		
(5) 雑収益	<u>151,635,802</u>	7,189,430,013	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	1,243,113,048		
(2) 補助交付金	11,989,240		
(3) 雑支出	<u>127,565,351</u>	<u>1,382,667,639</u>	<u>5,806,762,374</u>
経常利益			1,852,134,577
5 特別利益			
(3) 退職給付引当金戻入	5,444,407		
(1) 過年度損益修正益	<u>1,545,220</u>	6,989,627	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>1,199,140</u>	<u>1,199,140</u>	<u>5,790,487</u>
当期純利益			1,857,925,064
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
当期末処分利益剰余金			<u><u>1,857,925,064</u></u>

平成29年度津市下水道事業貸借対照表

(平成30年3月31日)

単位 円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地	4,712,427,884	
ロ 建 物	3,816,502,256	
減価償却累計額	<u>△664,352,775</u>	3,152,149,481
ハ 構 築 物	164,031,677,419	
減価償却累計額	<u>△12,404,739,792</u>	151,626,937,627
ニ 機 械 及 び 装 置	5,312,775,724	
減価償却累計額	<u>△1,951,377,300</u>	3,361,398,424
ホ 車 両 運 搬 具	2,261,199	
減価償却累計額	<u>△1,388,261</u>	872,938
ヘ 工具、器具及び備品	2,685,894	
減価償却累計額	<u>△2,433,475</u>	252,419
ト 建 設 仮 勘 定	462,887,386	
有形固定資産合計		163,316,926,159

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 流域下水道施設利用権	13,924,457,625	
ロ 電 話 加 入 権	<u>10,696,000</u>	
無形固定資産合計		13,935,153,625

(3) 投 資

イ そ の 他 投 資	<u>6,594,000</u>	
投資合計		<u>6,594,000</u>
固定資産合計		177,258,673,784

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

(2) 未 収 金

貸 倒 引 当 金

(3) 前 払 金

流動資産合計 2,167,113,173

資産合計 179,425,786,957

負 債 の 部

4 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良に要する企業債	<u>63,906,427,115</u>		
企 業 債 合 計		63,906,427,115	
(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	<u>394,206,983</u>		
引 当 金 合 計		<u>394,206,983</u>	
固 定 負 債 合 計			64,300,634,098
5 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良に要する企業債	<u>4,903,740,515</u>		
企 業 債 合 計		4,903,740,515	
(2) 未 払 金		2,167,417,078	
(3) 前 受 金		34,900,000	
(4) 引 当 金			
イ 賞与引当金	34,317,000		
ロ 法定福利費引当金	<u>6,410,000</u>	40,727,000	
(5) その他流動負債		<u>5,291,105</u>	
流 動 負 債 合 計			7,152,075,698
6 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		99,222,771,893	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△9,382,425,075</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>89,840,346,818</u>
負 債 合 計			<u>161,293,056,614</u>

資 本 の 部

7 資 本 金			12,255,010,334
8 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 国庫補助金	322,694,016		
ロ 他会計負担金	128,338,084		
ハ 他会計補助金	56,163,415		
ニ 受贈財産評価額	3,510,815,430		
ホ 県補助金	<u>1,784,000</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		4,019,794,945	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当期末処分利益剰余金	<u>1,857,925,064</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>1,857,925,064</u>	
剰 余 金 合 計			<u>5,877,720,009</u>
資 本 合 計			<u>18,132,730,343</u>
負 債 資 本 合 計			<u>179,425,786,957</u>

津市告示第 172 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 5 項の規定により、地縁による団体を認可し、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 6 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 名称

浜城自治会

2 会則に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡による情報共有
- (2) 清掃等区域内の美化、環境の整備
- (3) 地域の防犯、防災、防火
- (4) 集会所施設の維持管理
- (5) 会員の福祉増進と相互の親睦を図り、明るく住みよい地域社会づくり
- (6) その他、本会の発展に必要な事項

3 区域

本会の区域は、津市白山町二本木 852 番地 1 から 856 番地 6、873 番地から 881 番地、885 番地 1 から 890 番地 1、1613 番地 6 から 1617 番地 1、1631 番地、1631 番地 1、1633 番地、1636 番地、1638 番地から 1639 番地 1、1643 番地、1645 番地から 1654 番地 6、1658 番地 3 から 1659 番地 1、1662 番地から 1663 番地 2、1670 番地 1 から 1671 番地 2、1703 番地から 1704 番地 6、1734 番地 1 から 1738 番地、1741 番地 1、2119 番地 2 から 2138 番地、2141 番地から 2149 番地、2151 番地から 2159 番地 3、2163 番地から 2169 番地 2、2171 番地から 2175 番地、2177 番地 1 から 2186 番地 5、2189 番地から 2199 番地 1、2228 番地から 2232 番地、5405 番地 1 から 5411 番地 2、5416 番地の区域とする。

4 主たる事務所

三重県津市白山町二本木 852 番地 1

5 代表者の氏名及び住所

宮崎 久雄

三重県津市白山町二本木 8 5 2 番地 1

- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

- 7 代理人の有無

なし

- 8 会則に定める解散の事由

本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

- 9 認可年月日

平成 3 0 年 6 月 1 4 日

津市公告第 9 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 3 0 年 6 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 3 0 年 6 月 1 5 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市芸濃町棕本字大笹 5 2 0 9 番 1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市西条三丁目 2 3 番 3 号
有限会社創和住建
代表取締役 寺坂 文夫

津市公告第 9 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 3 0 年 6 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 3 0 年 6 月 1 8 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高茶屋一丁目 4 5 5 番 5、4 5 5 番 6
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市高茶屋小森町 4 0 0 0 番地 2
株式会社川崎ハウジング中部
代表取締役 川崎 昌美

津市公告第 9 4 号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 3 0 年 6 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土 地 の 所 在			地 積 (㎡)	変更面積 (㎡)	用 途 区 分	
大 字	字	地 番			変更前	変更後
一志町 高野	大垣内	1662番1	3183	3183	農地	農業用施設 用地
観音寺 町	中戸井	77番	480	480	農地	農業用施設 用地
観音寺 町	中戸井	77番	227	227	農地	農業用施設 用地

津市公告第 9 5 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 6 条第 2 項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

平成 3 0 年 6 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 収容日 平成 3 0 年 6 月 1 9 日
- 2 収容期間 平成 3 0 年 6 月 2 5 日まで

収容した場所	動物種及び種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市藤方	猫（雑種）	茶トラ	オス	中	9 1 日以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
三重県津保健所 衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 9 6 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 3 0 年 6 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成 3 0 年 6 月 2 0 日
- 2 抑留期間 平成 3 0 年 6 月 2 8 日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市安濃町安濃	柴犬	茶色	雄	小	9 1 日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
三重県津保健所 衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 9 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 3 0 年 6 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 3 0 年 6 月 2 6 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居元町字東出 1 8 0 6 番 2、2 5 4 6 番の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
四日市市小生町 8 7 3 番地
株式会社リョーケン
代表取締役 寺本 弘幸

津市公告第 9 8 号

津市駐車場事業経営戦略策定業務について、次のとおりプロポーザルを実施
しますので、公告します。

平成 3 0 年 6 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

津市駐車場事業経営戦略策定業務プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

津市駐車場事業経営戦略策定業務

(2) 業務の目的

駐車料金収入の減少、施設の老朽化等本市駐車場事業が置かれた厳しい経営環境の中、中長期的な経営計画である経営戦略を策定することにより、持続可能な駐車場事業の実現を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

駐車場事業経営戦略策定に当たり、実態調査を実施し、現状の経営課題の分析を行い、今後10年間の収支計画を策定するとともに、経営改善のための提案を行う。

上記の結果を踏まえ住民・議会に公開するための経営戦略報告書を作成する。

詳細については別紙「津市駐車場事業経営戦略策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）参照。

ただし、契約時における仕様書は契約候補者として特定された者の企画提案内容に応じ、協議のうえ仕様を変更することができるものとする。

(4) 業務期間

契約締結日から2020年3月16日まで

2 予算（見積限度額）

平成30年度 5,600,000円

2019年度 4,300,000円（債務負担行為）

2箇年合計 9,900,000円

※消費税及び地方消費税を含む。

※年度毎で業務完了の報告を受け、委託料の支払を予定

3 実施形式

公募型企画提案（プロポーザル）方式

4 参加資格

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす事業者（以下「単独事業体」という。）であること。

若しくは、代表となる事業者と他の事業者とのコンソーシアム方式※（以下「共同の事業体」という。）で、代表となる事業者と代表となる事業者以外の事業者のいずれもが以下の(1)から(7)、代表となる事業者が(8)、共同の事

業体として(9)の、参加資格要件を満たす共同の事業体であること。

- (1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿(物品・業務委託)に登載されていること。登載されていない者にあつては、以下のアからエの書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑(登録)証明書

- (2) 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税(支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税)の滞納がないこと。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

- (4) 津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)による指名停止を受けていないこと。

- (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行

に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。
- (8) 本件以前に業務が完了した地方公営企業に係る経営戦略策定に関する業務の元請実績を有する者。
- (9) 公営企業に係る経営戦略策定に関する業務の実績がある公認会計士及び施設の劣化調査に関する業務の実績がある一級建築士を業務担当者として従事させる執行体制が整備されていること。

※本企画提案におけるコンソーシアム方式とは、共同の事業体が契約の相手方となる最優先候補者となった場合、原則、本市と代表事業者のみが契約を行い、代表企業は共同の事業体を形成する各事業者と必要な契約等を行うこととする。

5 募集内容

平成３０年６月２８日（木）に公告を行い、必要書類は津市ホームページからダウンロードすることができるほか、津市商工観光部商業振興労政課の窓口において配布する。（配布時間は、平日の午前９時から午後５時までとする。）

応募者は下記の書類を提出期限までに提出することとする。

6 参加申込及び企画提案書の提出

参加申込届及び企画提案書の作成については、「津市駐車場事業経営戦略策定業務参加申込及び企画提案書類作成基準」に基づき作成し、提出期限までに提出すること。

なお、企画提案書の提出は１者につき１案とする。

(1) 参加申込に関するもの

- ア 提出期限 平成３０年７月１３日（金）午後３時まで
- イ 提出部数 １部
- ウ 提出先 津市商工観光部商業振興労政課
(津市西丸之内２３－１津リージョンプラザ３階)
- エ 提出方法 上記提出先に持参又は郵送すること。

(2) 企画提案に関するもの

- ア 提出期限 平成30年7月26日（木）午後3時まで
イ 提出先 津市商工観光部商業振興労政課
ウ 提出方法 上記提出先に持参又は郵送すること。

7 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式1）を利用して作成し、持参、郵送若しくは電子メール（件名：「津市駐車場事業経営戦略策定業務プロポーザル質問（会社名）」により提出すること（提出期限必着）。

(2) 提出期限

平成30年7月5日（木）午後1時まで（郵送、電子メールの場合は、電話にて商業振興労政課に受信確認を行うこと。）

(3) 提出先

津市商工観光部商業振興労政課

(4) 回答方法等

回答は、参加者宛てに7月9日（月）までに郵送及び電子メールにて一斉回答する。

※企画提案策定に関し、電話、口頭による照会には対応しない。

8 プロポーザル実施スケジュール（予定）

公告	平成30年6月28日（木）
実施要領等の配布	平成30年6月28日（木）から 7月9日（月）午後3時まで
質問書の受付	平成30年6月28日（木）から 7月5日（木）午後1時まで
質問書の回答期限	平成30年7月9日（月）
参加申込書提出期限	平成30年7月13日（金）午後3時まで
資格審査結果通知	平成30年7月17日（火）
提案書提出期限	平成30年7月26日（木）午後3時まで
第1次審査（書類審査）	平成30年7月31日（火）
第1次審査結果通知	平成30年8月2日（木）
第2次審査（説明及び質疑応答）	平成30年8月8日（水）
第2次審査結果通知	第2次審査以降速やかに

9 審査方法

本プロポーザルの審査は、参加資格要件を満たす参加者から企画提案書の提出を求めたのち、「津市駐車場事業経営戦略策定業務プロポーザル審査基

準」に基づいた２段階審査方式で実施する。審査については、津市駐車場事業経営戦略策定業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

なお、審査委員会は識見のある者及び本市の職員で構成するものとするが、委員の氏名等は、審査が終了するまで公表しない。

(1) 審査の方法

ア 第１次審査（書類審査）

企画提案書に基づき、業務に係る提案を依頼し、審査委員による評価に係る点数を合計し、その合計点数の上位５者程度の提案者に対し、第２次審査を行う。

合計点数が同点の場合は、技術力評価点の高い方を優先することとし、技術力評価点の合計点が高点の場合は、参考見積額が低い者を優先することとする。

イ 第２次審査（説明及び質疑応答）

第１次審査通過者からの説明及び質疑応答により、その提案内容について評価する。第２次審査の方法については以下のとおりとする。

なお、第２次審査は非公開とし、第２次審査の会場や時間等は第１次審査の結果通知により通知する。合計点数が同点の場合は、参考見積額が低い者を優先することとする。

<第２次審査の方法>

- ・提案者より、企画提案書の内容について２０分以内で説明を行い、説明終了後、審査委員からの質疑応答を行う。質疑応答の時間は１５分以内とする。

- ・提案書と異なる内容による説明や、追加資料の配布は認めない。

- ・提案内容説明でパソコン、プロジェクター等を使用する際の機材は提案者で用意すること。また、プロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。

なお、スクリーンについては津市で用意する。

- ・第２次審査については、原則として実際に業務を主として担当する者が対応することとする。

- ・会場への入室は５名以内とする。

(2) 審査基準

第１次審査及び第２次審査の審査基準については、「津市駐車場事業経営戦略策定業務プロポーザル審査基準」に基づき審査するものとする。

10 審査結果

(1) 通知方法

ア 第1次審査

第1次審査の結果は書面により、参加者全者に対し通知（郵送）する。

なお、第1次審査の結果は、同日、参加申込届（様式2）に記載されたメールアドレスへ電子メールにおいても併せて通知する。

イ 第2次審査

第2次審査の結果は書面により、第2次審査参加者全者に対し通知（郵送）する。

なお、第2次審査の結果は、同日、参加申込届（様式2）に記載されたメールアドレスへ電子メールにおいても併せて通知する。

(2) 通知時期

第1次審査結果通知：平成30年8月2日（木）

第2次審査結果通知：第2次審査以降速やかに

(3) 契約手続き等

第2次審査の結果により、最上位者として選定された最適候補者を当該業務に係る随意契約見積書徴取の相手方として、契約の交渉を行う。

ただし、その者との契約が成立しない場合は、次点者との交渉を行うこととする。

11 情報公開基準

対象		契約締結前	契約締結後
プロポーザル方式採用理由		○	
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案書	×	○（注1）
	見積書	×	△（注2）
	その他提出書類	×	○（注1）
採点表（合計点）		○（注3）	○
採点表（各評価項目点）		×	
委員名簿		○（注4）	
選定結果			○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

（注1） 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ

等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

(注2) 「一部開示」とは、見積書における積算単位及び内訳以外のものを開示することをいう。

(注3) 契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。

(注4) 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報是不開示とする。

12 その他

(1) 必要経費の負担

参加申込書類及び企画提案書の作成、第2次審査等、本プロポーザルに要する全ての費用は参加者の負担とする。

(2) 失格事項等

下記の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本プロポーザルへの参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

ア 指定する提出方法によらず必要書類等が提出された場合。

イ 指定する提出期限までに必要書類等が提出されなかった場合。

ウ 提出を求める必要書類等について、記載すべき事項が記載されていない場合。

エ 提出を求める必要書類等について、作成基準に違反する表現が記載されている場合。

オ 提出を求める必要書類等について、虚偽の内容が記載されていることが判明した場合。

カ 本実施要領に定める手続き以外の方法により、選定委員会の委員等関係者に対して、直接的又は間接的に接触した場合。

キ 前各号で定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があるなど、市長が失格であると認めた場合。

(3) 提出書類等

ア 提出された書類等の返却は行わない。

なお、これらは当該業務の選定以外において提出者に無断で使用しない。

イ 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

ウ 参加者は、11 情報公開基準に基づき提案内容を開示することを了解

の上、提案すること。

エ 参加者は、業務で得られた情報については、正当な目的のみに使用することとし、第三者に開示、提供してはならない。

13 問合せ先

商工観光部商業振興労政課

企画管理・労政担当（津リージョンプラザ3階）

住 所：〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

電 話：059-229-3225

F A X：059-229-3335

E-mail：229-3114@city.tsu.lg.jp

津市駐車場事業経営戦略策定業務委託仕様書

1 業務名

本業務名は、津市駐車場事業経営戦略策定業務（以下「本業務」という。）とする。

2 仕様書の適用範囲

本仕様書は、津市（以下「発注者」という。）と受注者との間で提携する津市駐車場事業経営戦略策定業務委託契約に適用する。

3 業務の目的

本業務は、駐車料金収入の減少、施設の老朽化等本市駐車場事業が置かれた厳しい経営環境の中、中長期的な経営計画である経営戦略を策定することにより、持続可能な駐車場事業の実現を図ることを目的とする。

4 履行期間

履行期間は、契約締結日から2020年3月16日までとする

5 履行場所

履行場所は、受注者の本拠地とする。ただし、あらかじめ発注者が指定した場所及び発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

6 業務の従事者

受注者は、次に示す図書に準拠し、公営企業に係る経営戦略に関して知見を有する者とする。また、本業務の財務に関する事項については、公認会計士で公営企業に係る経営戦略策定に関する業務の実績があるものを、投資に関する事項については、一級建築士で施設の劣化調査に関する業務の実績があるものを業務担当者として従事させること。

- (1) 公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月）

総務省

- (2) 公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書（平成26年3月）

総務省

- (3) 公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会報告書
（平成27年3月）総務省

- (4) 「経営戦略」の策定推進について（平成28年1月） 総務省

- (5) 経営戦略策定ガイドライン（平成29年3月改定版） 総務省

7 受注者の義務

受注者は、関連する法令等を遵守するとともに、業務上知り得た一切のこ

とについて、第三者に漏らしてはならない。

8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 従事者名簿（配置する者の職氏名一覧及び主要業務履歴書を含む。）
- (3) 業務実施計画書
- (4) 工程表（作業表）
- (5) 報告書
- (6) 完了届
- (7) 納品書
- (8) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

9 業務の内容

本業務の内容は、次に掲げる項目を基準とし、これ以上の提案を求める。

なお、総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月）、同公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書（平成26年3月）、同公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会報告書（平成27年3月）、同「経営戦略」の策定推進について（平成28年1月）、同経営戦略策定ガイドライン（平成29年3月改定版）に準拠して業務を行うものとする。

(1) 本市駐車場事業経営の現状把握、課題分析

下記の視点等を踏まえ、本市の駐車場事業の現況について、的確に把握した上で、課題の分析を行うこと。

ア 財務状況、資産状況、施設整備状況等の把握・経年比較分析

イ 内的経営環境の把握・分析

（ア）利用実態（稼働率等）の現状把握・分析

（イ）直営業務、委託業務等の現状把握・分析

ウ 外的経営環境の把握・分析

（ア）駐車場事業のトレンド把握と将来展望の分析

（イ）民営駐車場の増加・人口減少等の社会構造の変化

(2) 「投資・財政計画」の策定

事業の持続可能な経営目標を勘案しながら、概ね10年間の財務シミュレーションを行う。

ア 投資計画の試算に関して、駐車場施設の劣化調査業務を実施し、同調査結果に基づいたシミュレーションを実施。なお、対象施設は以下の通りとする。

施設名	建築年月	構造
フェニックス通り駐車場	昭和60年	立体・SRC
アスト駐車場	平成13年	立体・SRC
ポルタひさい駐車場	平成9年	立体・SRC

※お城東駐車場は平面駐車場のため、劣化調査は対象外とする。

イ 投資試算及び財源試算における収支ギャップについて、実現可能な方策により解消策を検討し、収支均衡が図られた「投資・財政計画」を策定する。

(3) 今後の取組に対する提案

将来にわたって安定的にサービスを確保するため、適正な料金設定、指定管理者制度の導入等民間活力の活用、維持管理経費の効率化等、経営健全化に関する取組についての提案を行う。

(4) 経営戦略報告書の策定

上記の結果を踏まえた経営戦略報告書を策定する。当該報告書については住民・議会へ公開するものであることから、図、グラフ、写真等を用いわかりやすい形式で作成するものとする。

また、住民・議会への配布用に上記の報告書を簡潔にまとめた概要版を作成する。

(5) 経営戦略策定後の検証

経営戦略策定後に計画の進捗状況を検証するための仕組みについて提案を行う。

10 資料の貸与

本業務を実施にあたり、発注者は受注者に以下の資料を貸与する。

- (1) 津市駐車場事業会計決算書及び決算付属資料 直近5年度分
- (2) 対象駐車場利用台数 直近5年度分
- (3) 対象施設の設計図面

11 成果品の提出

成果品は下記のとおりとする。

なお、すべての成果品については、2020年3月16日までに発注者の

審査を完了し納品すること。

成 果 品 名	数 量	摘 要
1 経営戦略報告書	300 冊	A 4 製本
2 経営戦略報告書（概要版）	300 冊	A 4 製本
3 上記成果品の電子データ	一式	

ただし、２０１９年３月１５日までに平成３０年度の中間実績報告を電子データにて別途提出するものとする。

12 成果品の審査

- (1) 受注者は業務完了前に発注者の監督員の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された個所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

13 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。

津市駐車場事業経営戦略策定業務参加申込及び企画提案書類作成基準

【参加申込書類について】

1 提出書類一覧

提出書類	様式	大きさ	部数
参加申込届	様式 2	A 4 版 縦	1 部
同種業務の履行実績調書	様式不問	A 4 版 縦	
従事者資格確認調書	様式不問	A 4 版 縦	
完納証明書 ※提出日の 3 箇月以内に証明されたものに 限る（写し可） ・国税に関する証明書 国税の未納の税額がないことの証明書 （個人事業主にあってはその 3 の 2、法 人にあってはその 3 の 3） ・都道府県税及び市町村税完納証明書 本社所在地における都道府県税及び市 町村税等の完納証明書 なお、支店等が入札及び契約を行う場 合は、本店所在地及び支店等所在地の都 道府県税及び市町村税等の完納証明書 また、新規に支店等を開設した場合 は、「法人等開設届（写）」 地方公共団体において完納証明が発行 できない場合は、滞納がないことを証す る書面	発行元の様式による		各 1 部 （共同の 事業体を 形成する 各事業者 につき）

2 書類作成上の注意

- (1) 提出書類は、各様式に基づき作成すること。
- (2) 上記の提出書類一覧の順番で、左上ホチキス綴じすること。

3 各様式の記載内容等

提出書類	記載内容説明
参加申込届	各項目に記載・押印すること。
同種業務の履行実績調書	当業務と同種業務の履行実績が分かるよう以下の内容を記載すること。 ・ 本件以前に業務が完了した、地方公営企業に係る経営戦略策定業務の元請実績が分かる書類とすること。 （業務が複数年契約の場合は、最終年度まで完了していること。） ・ 複数件業務実績がある場合は、1件のみ代表して記載するものとする。 ・ 業務内容及び履行実績を証明する以下の書類を提出すること。証明書類の例は以下のとおりとする。 （例）※いずれか一つの提出で良い。 (1) 契約書の写し（業務内容の確認のため仕様書（写し）を添付すること。） (2) 契約履行証明書（業務内容の確認のため仕様書（写し）を添付すること。） (3) 業務完了認定書（業務内容の確認のため仕様書（写し）を添付すること。）
従事者資格確認調書	当業務の従事者資格要件を満たしているのかが分かるよう以下の内容を記載し、公認会計士及び1級建築士資格を証明するものの写しを添付すること。 ・ 業務従事者（公認会計士、一級建築士等）の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格について記載すること。 ・ 公認会計士の過去の担当業務（地方公営企業に係る経営戦略策定業務の同種業務に限る）の経歴、担当した立場が分かるよう記載すること。 ・ 一級建築士の過去の担当業務（施設の劣化調査に関する業務に限る）の経歴、担当した立場が分かるよう記載すること。 ・ コンソーシアム方式で参加の場合は、共同の事業体の役割体制や業務処理体系がわかるように記載すること。

【企画提案書類について】

1 提出書類一覧

第1次審査分

内 容	様式	大 き さ	部 数
企画提案書	様式 3	A 4 版縦	正本 1 部 （企業名等を記載したもの。） 副本 6 部 （企業名等を記載しないもの。）
同種業務の履行実績調書	様式不問	A 4 版縦	
業務執行体制調書	様式不問	A 4 版縦	
業務内容に対する提案 （基本方針）	様式不問	A 4 版縦 若しくは A 3 版横	
業務内容に対する提案 （特定テーマ）	様式不問		
参考見積書	様式不問	A 4 版	1 部

第2次審査分（第1次審査通過者のみ）

内 容	様式	大 き さ	部数
企画提案書	様式 3	A 4 版縦	7 部 （企業名等を記載しな もの。）
業務内容に対する提案 （基本方針）	様式不問	A 4 版縦 若しくは A 3 版横	
業務内容に対する提案 （特定テーマ）	様式不問		

2 書類作成上の注意

- (1) 提出書類は、各様式に基づき作成すること。
- (2) 第1次審査分副本及び第2次審査分については企業等の名称を一切記入しないこと。また、作成した企業が推定出来るような記述やロゴ等の挿入は行わないこと。
- (3) 上記の提出書類一覧の順番で一部ずつ、左上ホチキス綴じすること。

- (4) 業務内容に対する提案については、イラストやイメージ図等の使用も可能とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること。
- (5) 第1次審査通過者は、第1次審査の結果通知受け取り後、上記第2次審査分の提出書類を7部作成し、平成30年8月6日（月）午後3時までに津市商工観光部商業振興労政課に提出すること。

3 各様式の記載内容等

提出書類	記載内容説明
企画提案書	第1次審査分の正本は各項目について記載し、押印すること。第1次審査分の副本及び第2次審査分については、提出日のみ記載すること。
同種業務の履行実績調書 （参加申込書類と記載内容が異なるので注意すること）	当業務と同種業務の履行実績が分かるよう以下の内容を記載すること。 ・本件以前に業務が完了した、地方公営企業に係る経営戦略策定業務の元請実績が分かる書類とすること。（業務が複数年契約の場合は、最終年度まで完了していること。） ・複数件業務実績がある場合は、新しいものから順番に記載すること。
業務執行体制調書	当業務の執行体制が分かるよう以下の内容を記載すること。 ・業務従事者（公認会計士、一級建築士等）の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格について記載すること。 ・公認会計士の過去の担当業務（公営企業に係る経営戦略策定業務の同種業務に限る）の経歴。担当した立場が分かるよう記載すること。 ・一級建築士の過去の担当業務（施設の劣化調査に関する業務に限る）の経歴。担当した立場が分かるよう記載すること。 ・コンソーシアム方式で参加の場合は、共同の事業体の役割体制や業務処理体系がわかるように記載すること。

業務内容に対する提案 (基本方針)	当業務の実施に当たり、以下の項目について記載すること。 (1)当業務における実施方針 (2)当業務における実施フロー (3)当業務における工程 (4)当業務における提案者と津市の役割分担 ※当業務における、業務内容は津市駐車場事業経営戦略策定業務仕様書の記載内容を基本とするが、提案内容に応じ、協議のうえ仕様書の変更を行うことができるものとする。ただし、各年度の予算額を上回することは出来ないものとする。
業務内容に対する提案 (特定テーマ)	下記の各テーマで津市駐車場事業の経営戦略に対する企画提案内容を記載すること。(1)～(5)は必須とする。 (1)津市駐車場事業の経営の現状や課題、駐車場事業のトレンドについて把握、分析するための調査方法について。 (2)駐車場施設の劣化調査の実施方法、及びその結果に基づく投資計画の策定方法について。 (3)津市駐車場事業の将来展望の分析方法、及びその結果と投資計画の試算に基づく財政計画の策定方法について。 (4)津市駐車場事業が将来にわたって安定的にサービスを確保するために検討すべき取組内容の提案方法について。 (5)経営戦略策定後の事後検証の実施方法について。 (6)その他（提案者による、仕様書の内容にとらわれない独自の考え方やアイデア等があれば記載する）
参考見積書	・ 本業務に係る見積を作成のうえ、提出すること。また、その内訳を添付すること。 ・ 見積書は平成30年度分、2019年度分の2つに分けて作成すること。 ・ 見積額には、消費税及び地方消費税額を含まず、別に記載すること。 ・ 次の各項目に該当する場合は、失格とする。 (1)参考見積書の提出が無い場合。 (2)各年度の予算を上回った場合。

津市駐車場事業経営戦略策定業務プロポーザル審査基準

(第1次審査用)

評価項目			判断基準	配点
組織 評価	業務執行体制	提案者・業務従事者の経験及び能力	提案者・業務従事者の専門性、成果の確実性及び業務執行力について評価する。	5
		業務実施体制の妥当性	業務従事者の業務の実績や、業務実施体制（業務従事者の数及び手持ち業務の状況等）から、適切かつ効率的で迅速な業務遂行が可能か評価する。	
技術 力 評価	基本方針（実施方針、実施フロー、工程表、役割分担）	業務理解度	目的、条件、内容等当業務の理解度について評価する。	10
		実施手順	実施手順の的確性・妥当性について評価する。	
	企画提案（特定テーマ）	現況・課題の理解度	津市駐車場事業の現況・課題、駐車場事業のトレンドについて、どの程度認知しているかを評価する。	15
		専門性・的確性	提案内容の専門性（駐車場事業の経営戦略及び施設の劣化調査の専門的な知識を踏まえた内容かどうか）・的確性について評価する。	
		実現性・具体性	提案内容の実現性・具体性について評価する。	
合計				30

(第2次審査用)

評価項目			判断基準	配点
技術力評価	基本方針（実施方針、実施フロー、工程表、役割分担）	業務理解度	目的、条件、内容等当業務の理解度について再評価する。	10
		実施手順	実施手順の的確性・妥当性について再評価する。	
	企画提案（特定テーマ）	現況・課題の理解度	津市駐車場事業の現況・課題、駐車場事業のトレンドについて、どの程度認知しているかを再評価する。	15
		専門性・的確性	提案内容の専門性（駐車場事業の経営戦略及び施設の劣化調査の専門的な知識を踏まえた内容かどうか）・的確性について再評価する。	
		実現性・具体性	提案内容の実現性・具体性について再評価する。	
	提案内容説明及び質疑応答	専門技術力及び取組姿勢	専門性及び取組意欲について評価する。	5
	合計			30

(様式1)

質 問 書

平成 年 月 日

(あて先) 津市長

住所 (所在地)

商号 (名称)

代表者氏名

電話番号

E-mail

印

津市駐車場事業経営戦略策定業務の内容に関し、次のとおり質問します。

書類名、ページ、箇所	質 問 内 容

(注意) 質問がある場合は、津市駐車場事業経営戦略策定業務プロポーザル実施要領に記載された質問書の提出期限までに、この用紙に質問内容を明確に記載し、商工観光部商業振興労政課 (津リージョンプラザ3階) へ提出すること (郵送・電子メール可)。なお、郵送、電子メールの場合は、電話にて商業振興労政課に受信確認を行うこと。電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問については、受け付けません。

(様式2)

参 加 申 込 届

平成 年 月 日

津市長 前葉 泰幸 様

平成 年 月 日付けで公告のありました下記業務の公募型プロポーザルについて、実施要領等に示す参加資格要件を全て満たす者であることを誓約し、企画提案に参加します。

記

業務名 津市駐車場事業経営戦略策定業務

1. 提案者

商号 (名称)	
住所 (所在地)	
代表者氏名	⑩
担当者氏名 (連絡先)	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

2. 共同の事業体 (コンソーシアム方式) 構成事業者

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

※予定の場合はその旨を記載すること。

(様式3)

平成 年 月 日

(あて先) 津市長

住所 (所在地)

商号 (名称)

代表者氏名

印

企 画 提 案 書

津市駐車場事業経営戦略策定業務に係る公募型プロポーザルの企画提案書を提出します。

津市公告第 99 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 30 年 6 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 30 年 6 月 27 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市新町二丁目 131 番 2
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市丸之内 28 番 38 号
大和ハウス工業株式会社 三重支店
支配人 戸田 祐介

津市上下水道事業告示第 15 号

津市水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 222 号）第 11 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 30 年 6 月 21 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社 YAMAMURA	津市雲出島貫町 927 番地 4	平成 30 年 5 月 31 日

津市教育委員会告示第9号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成30年6月19日

津市教育委員会教育長 倉 田 幸 則

- 1 招集の日時
平成30年6月25日（月） 午後4時から
- 2 招集の場所
津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室
- 3 会議の事件
津市図書館協議会委員の委嘱について